

I 規則・組織

1 規則・要項・申合せ

(1) 島根大学研究・学術情報機構規則

(平成25年島大規則第25号)

(平成25年3月14日制定)

[令和2年3月24日最終改正]

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人島根大学管理学則（平成16年島大規則第1号）第16条の規定に基づき、島根大学研究・学術情報機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 機構は、島根大学（以下「本学」という。）の全学的・学際的な研究及び学術情報に関する企画・立案・実施・検証等を行い、もって本学の研究の推進に寄与すること並びに学術情報を通じた教育研究活動の支援及び地域社会に向けた情報発信することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、機構は、各学部・研究科等の学内組織と相互に連携を図るものとする。

(業務)

第3条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 次条の各センター等の統括に関すること。
- 二 全学的・学際的な研究の戦略的推進に関すること。
- 三 汽水域を中心とする河口沿岸域及びそれに影響を与える河川流域についての調査及び研究に関すること。
- 四 研究支援に関すること。
- 五 学内外で共同利用する情報処理システム及び情報ネットワークシステムの開発・運用に関すること。
- 六 地域住民の健康維持に係る調査・研究及び教育に関すること。
- 七 標本資料類の収集、整理、保管、調査研究及び活用に関すること。
- 八 地球環境災害の防止と軽減に関する調査・研究及び教育に関すること。
- 九 その他機構の目的を達成するために必要な業務

(センター等)

第4条 機構に、次のセンターを置く。

- 一 戦略的研究推進センター
- 二 エスチュアリー研究センター
- 三 総合科学研究支援センター
- 四 総合情報処理センター
- 五 地域包括ケア教育研究センター
- 六 総合博物館
- 七 自然災害軽減教育研究センター

2 各センター等に関し必要な事項は、別に定める。

(組織)

第5条 機構に、次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 機構長
- 二 専任教員
- 三 その他必要な職員

(機構長)

第6条 機構長は、学長が指名する理事をもって充てる。

2 機構長は、機構の業務を総括する。

(専任教員)

第7条 専任教員は、第4条第1項各号のセンター等のいずれかを担当させる。

(管理委員会)

第8条 機構の管理及び運営に関する事項を審議するため、島根大学研究・学術情報機構管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

2 管理委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 機構の事務は、関係各課の協力を得て企画部研究協力課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日一部改正）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月15日一部改正）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の 島根大学研究・学術情報機構規則（平成25年島大規則第25号）第7条第2項の 規定は平成27年10月1日から適用する。

2 島根大学学術情報機構規則（平成25年島大規則第34号）は廃止する。

附 則（平成29年3月21日一部改正）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日一部改正）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月14日一部改正）

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日一部改正）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(2) 島根大学研究・学術情報機構管理委員会規則

(平成25年島大規則第26号)

(平成25年3月14日制定)

[令和2年3月24日最終改正]

(趣旨)

第1条 この規則は、島根大学研究・学術情報機構規則（平成25年島大規則第25号。以下「機構規則」という。）

第8条第2項の規定に基づき、島根大学研究・学術情報 機構管理委員会（以下「管理委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 管理委員会は、島根大学研究・学術情報機構（以下「機構」という。）に係る次の事項について審議する。

- 一 管理運営の基本方針に関すること。
- 二 機構規則第4条第1項各号に定めるセンター等の長の推薦に関すること。
- 三 機構規則第5条第2号に定める専任教員の配置計画に関すること。
- 四 予算及び決算に関すること。
- 五 その他機構の管理運営に関する必要な事項

(組織)

第3条 管理委員会は、次の委員をもって組織する。

- 一 機構長
- 二 機構規則第4条第1項各号に定めるセンター等の長
- 三 各学部の教員代表の教授 各1名

- 四 企画部長
- 五 総務部長
- 六 企画部研究協力課長
- 七 総務部情報推進課長

- 2 前項第3号の委員は、学部長及び研究科長の申出に基づき、学長が任命する。
- 3 第1項第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第1項第4号から第6号までの委員は、前条第2号及び第3号の事項の審議には加わらないものとする。
(委員長)

第4条 管理委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。

- 2 委員長は、管理委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
(会議)

第5条 管理委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(委員以外の出席)

第6条 管理委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を管理委員会に出席させることができる。

(専門委員会等)

第7条 管理委員会は、必要に応じて専門委員会等を置くことができる。

- 2 専門委員会等に関し必要な事項は、管理委員会が別に定める。
(事務)

第8条 管理委員会の事務は、企画部研究協力課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、管理委員会に関し必要な事項は、管理委員会が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月15日一部改正)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 島根大学学術情報機構管理委員会規則(平成25年島大規則第35号)は廃止する。

附 則 (平成29年3月21日一部改正)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月20日一部改正)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日一部改正)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月24日一部改正)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(3) 島根大学研究・学術情報機構総合博物館規則

(平成25年島大規則第38号)

(平成25年3月14日制定)

[令和2年3月24日最終改正]

(趣旨)

第1条 この規則は、島根大学研究・学術情報機構規則(平成25年島大規則第34号。以下「機構規則」という。)

第4条第2項の規定に基づき、島根大学研究・学術情報機構総合博物館(以下「総合博物館」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 総合博物館は、島根大学（以下「本学」という。）における標本資料類などを大学所有の有形知的財産として位置づけ、それらを収集、整理・保管及び調査研究をしたうえで、展示公開などによる教育、普及啓発、情報発信の促進及び地域貢献を行うことを目的とする。

（業務）

第3条 総合博物館は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 標本資料類などの収集、整理・保管及び調査研究に関すること。
- 二 博物館学及び標本資料類などに係る学生教育に関すること。
- 三 標本資料類などに係る普及啓発及び地域貢献に関すること。
- 四 本学構内の埋蔵文化財の取扱いに関すること。
- 五 その他総合博物館の目的を達成するために必要な業務

（組織）

第4条 総合博物館に、次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 館長
 - 二 副館長
 - 三 機構規則第7条第1項の規定に基づき、総合博物館を担当する専任教員
 - 四 その他必要な職員
- 2 総合博物館に、必要に応じて兼任研究員及び学外協力研究員を置くことができる。
- 3 兼任研究員及び学外協力研究員について必要な事項は、第7条に規定する総合博物館運営会議において定める。

（館長）

第5条 館長の選考は、機構規則第8条第1項に規定する島根大学研究・学術情報機構管理委員会（以下「管理委員会」という。）の議を経て、島根大学研究・学術情報機構長の推薦に基づき、学長が行う。

- 2 館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の館長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 館長は、総合博物館の業務を掌理する。

（副館長）

第6条 副館長の選考は、管理委員会の議を経て、島根大学研究・学術情報機構長の推薦に基づき、学長が行う。

- 2 副館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の副館長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 副館長は、館長を補佐し、総合博物館の業務を整理する。

（総合博物館運営会議）

第7条 総合博物館の業務の円滑な企画及び実施を図るとともに、総合博物館の運営に関する事項を審議するため総合博物館運営会議を置く。

- 2 総合博物館運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一 第3条に規定する業務に関すること。
 - 二 管理委員会から付託された教員の配置計画に関すること。
 - 三 総合博物館の予算及び決算に関すること。
 - 四 専門委員会等の設置に関すること。
 - 五 その他島根大学研究・学術情報機構長から付託されたこと。
- 3 総合博物館運営会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。
 - 一 館長
 - 二 副館長
 - 三 機構規則第7条第1項の規定に基づき、総合博物館を担当する専任教員
 - 四 附属図書館長
 - 五 その他館長の申出に基づき、島根大学研究・学術情報機構長が必要と認めた者
- 4 総合博物館運営会議は、館長が招集し、議長は館長をもって充てる。
- 5 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 総合博物館運営会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 7 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 総合博物館運営会議が必要と認めたときは、総合博物館運営会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員会等)

第8条 総合博物館の専門的課題に対応するため、必要に応じて専門委員会等を置くことができる。

2 専門委員会等に関し必要な事項は、総合博物館運営会議において定める。

(事務)

第9条 総合博物館の事務は、総務部情報推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、総合博物館に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 島根大学ミュージアム規則(平成18年島大規則第9号)

二 島根大学ミュージアム管理運営委員会規則(平成18年島大規則第10号)

3 学長は、第5条第1項の規定にかかわらず、この規則施行の日において、この規則施行の日の前日に機構化される前の館長であった者を館長として任命するものとする。

4 この規則の施行後最初に任命される館長の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

5 学長は、第6条第1項の規定にかかわらず、この規則施行の日において、この規則施行の日の前日に島根大学ミュージアム副館長であった者を副館長として任命するものとする。

附 則(平成28年3月15日一部改正)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月21日一部改正)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月20日一部改正)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年5月14日一部改正)

1 この規則は、平成30年6月1日から施行する。

2 学長は、第5条第1項の規定にかかわらず、この規則施行の日において、この規則施行の日の前日に島根大学ミュージアム館長であった者を館長として任命するものとし、第5条第2項の規定にかかわらず、任期は平成31年3月31日までとする。

3 学長は、第6条第1項の規定にかかわらず、この規則施行の日において、この規則施行の日の前日に島根大学ミュージアム副館長であった者を副館長として任命するものとし、第6条第2項の規定にかかわらず、任期は平成31年3月31日までとする。

附 則(平成31年3月22日一部改正)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月24日一部改正)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(4) 島根大学研究・学術情報機構総合博物館埋蔵文化財専門委員会要項

(平成25年6月3日学術情報機構ミュージアム館長決裁)

(平成30年5月31日最終改正)

(趣旨)

第1条 この要項は、島根大学研究・学術情報機構総合博物館規則(平成25年島大規則 第38号)第8条第2項の規定に基づき、島根大学研究・学術情報機構総合博物館埋蔵文化財専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 専門委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 埋蔵文化財の発掘調査・試掘調査・確認調査・工事立会に係る基本計画に関すること。

二 埋蔵文化財の修復保存に係る基本計画に関すること。

三 その他埋蔵文化財に関する事項

(組織)

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 館長

二 副館長

三 総合博物館に配置する専任教員

四 総合博物館兼任研究員及び学外協力研究員のうちから若干名

2 前項第4号の委員は、館長の推薦に基づき、研究・学術情報機構長が任命する。

3 第1項第4号の委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

4 委員会に委員長を置き、委員長は館長をもって充てる。

(会議)

第4条 専門委員会は、委員長が招集し、議長は委員長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、副館長がその職務を代理する。

附 則

1 この要項は、平成25年6月3日から実施する。

2 この要項の実施後最初に任命される第3条第1項第4号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則 (平成28年3月31日一部改正)

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 則 (平成30年5月31日一部改正)

この要項は、平成30年6月1日から実施する。

(5) 島根大学研究・学術情報機構総合博物館旧奥谷宿舍活用専門委員会要項

(平成25年6月3日学術情報機構ミュージアム館長決裁)

[平成30年5月31日最終改正]

(趣旨)

第1条 この要項は、島根大学研究・学術情報機構総合博物館規則(平成25年島大規則 第38号)第8条第2項の規定に基づき、島根大学旧奥谷宿舍活用専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 専門委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 島根大学旧奥谷宿舍の運営に係る基本計画に関すること。

二 島根大学旧奥谷宿舍を利用した活動等の企画及び実施

三 その他島根大学旧奥谷宿舍に関する事項

(組織)

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 館長

二 副館長

三 総合博物館に配置する専任教員

四 総合博物館兼任研究員及び学外協力研究員のうちから若干名

2 前項第4号の委員は、館長の推薦に基づき、研究・学術情報機構長が任命する。

3 第1項第4号の委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

4 専門委員会に委員長を置き、委員長は館長をもって充てる。

(会議)

第4条 専門委員会は、委員長が招集し、議長は委員長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、副館長がその職務を代理する。

附 則

- 1 この要項は、平成25年6月3日から実施する。
- 2 この要項の実施後最初に任命される第3条第1項第4号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則（平成28年3月31日一部改正）

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成30年5月31日一部改正）

この要項は、平成30年6月1日から実施する。

（6）島根大学研究・学術情報機構総合博物館普及啓発専門委員会要項

（平成25年6月3日学術情報機構ミュージアム館長決裁）

〔平成30年5月31日最終改正〕

（趣旨）

第1条 この要項は、島根大学研究・学術情報機構総合博物館規則（平成25年島大規則 第38号）第8条第2項の規定に基づき、島根大学研究・学術情報機構総合博物館普及 啓発専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 専門委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 シンポジウム、研究会、公開講座等の企画及び実施
- 二 ニュースレター、広報等の編集・刊行
- 三 その他普及啓発に関する事項

（組織）

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 館長
 - 二 副館長
 - 三 総合博物館に配置する専任教員
 - 四 総合博物館兼任研究員及び学外協力研究員のうちから若干名
- 2 前項第4号の委員は、館長の推薦に基づき、研究・学術情報機構長が任命する。
 - 3 第1項第4号の委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。
 - 4 専門委員会に委員長を置き、委員長は館長をもって充てる。

（会議）

第4条 専門委員会は、委員長が招集し、議長は委員長をもって充てる。

- 2 委員長に事故があるときは、副館長がその職務を代理する。

附 則

- 1 この要項は、平成25年6月3日から実施する。
- 2 この要項の実施後最初に任命される第3条第1項第4号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則（平成28年3月31日一部改正）

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成30年5月31日一部改正）

この要項は、平成30年6月1日から実施する。

（7）島根大学旧奥谷宿舎使用要項

（平成25年6月3日学術情報機構ミュージアム館長決裁）

〔平成30年5月31日最終改正〕

（趣旨）

第1条 この要項は、島根大学旧奥谷宿舎（以下「宿舎」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。
（活用）

第2条 宿舎は、総合博物館活動、サテライト教室、市民・観光客等が集う学習や交流の場として活用する。
（管理責任者）

第3条 宿舎の管理責任者（以下「責任者」という。）は、島根大学研究・学術情報機構総合博物館長とする。
（開館日）

第4条 開館日は、年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く、次の各号に掲げる日とする。ただし、責任者が特に認めたときは、この限りでない。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178）に規定する休日

（開館時間）

第5条 開館時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、責任者が特に認めたときは、この限りでない。
（使用者の範囲）

第6条 宿舎を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本学教職員及び本学学生
- 二 その他責任者が適当と認めた者

（使用の許可）

第7条 宿舎を使用する者（以下「使用者」という。）は、島根大学旧奥谷宿舎使用願（以下「使用願」という。）を使用日の1週間前までに、管理者に提出し許可を受けなければならない。

（使用許可の取消し）

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることがある。

- 一 使用願に虚偽の記載があったとき。
- 二 使用者がこの要項に違反したとき。
- 三 管理運営上支障があると認められるとき。

（使用者の義務）

第9条 使用者は、この要項のほか、火災予防（宿舎内及び敷地内は禁煙）及び清潔保持（ごみ類の持ち帰り等）を遵守しなければならない。

（損害賠償）

第10条 使用者は、故意又は重大な過失により施設、設備及び器具等を損傷又は紛失したときは、その損害を弁償しなければならない。

（その他）

第11条 この要項に定めるもののほか、宿舎の使用に関し必要な事項は、島根大学研究・学術情報機構総合博物館運営会議が別に定める。

附 則

この要項は、平成25年6月3日から実施し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月31日一部改正）

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成30年5月31日一部改正）

この要項は、平成30年6月1日から実施する。

（8）総合博物館に設置する防犯カメラの管理及び運用に関する申合せ

（令和2年3月17日総合博物館運営会議決定）

この申合せは、総合博物館が設置する防犯カメラの管理及び運用に関し、個人情報の適切な取扱いを確保し、総合博物館が管理する展示室（生物資源科学部3号館101・102号室、以下「総合博物館展示室」という。）を利用する学生、職員及び外来者等（以下「利用者」という。）の権利利益を保護するために必要な事項を定めるものとする。

1. 設置目的

防犯カメラの設置は、総合博物館展示室における犯罪行為を事前に抑止し、利用者の安全を確保するとともに、

展示資料及び施設設備の管理保全を図ることを目的とする。

2. 設置場所及び撮影範囲

防犯カメラは、総合博物館展示室に設置し、その撮影対象は入室した者とする。なお、画像を表示及び記録する装置（以下「画像表示装置等」という。）は、総合博物館事務室（生物資源科学部3号館103号室）に設置する。

3. 管理責任者等の設置及びその責務

(1) 防犯カメラの管理及び運用を適切に行うため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び防犯カメラ管理者（以下「管理者」という。）を置くものとする。

(2) 管理責任者は、総合博物館長をもって充てる。

(3) 管理者は、総合博物館専任教員をもって充てる。

(4) 管理責任者及び管理者の職務

ア 画像の漏えい、滅失、又はき損の防止その他安全管理に努めるものとする。

イ 防犯カメラで撮影された個人情報画像（以下「画像」という。）から知り得た情報を漏らしてはならない。

ウ 画像の解析による本人の特定や行動把握等を行ってはならない。

(5) 管理者は管理責任者の指示に基づき、防犯カメラの管理・運用にかかる職務を行うものとする。

4. 画像の管理管理責任者は、画像の管理のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 画像の保存期間（重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間）は原則として14日間以内の必要最小限度の期間とする。

(2) 保存期間を経過した画像は確実、かつ速やかに消去し、媒体を廃棄する場合には、画像が読み取れない状態にして行うものとする。

(3) 画像表示装置等は、管理者以外の目にふれないよう必要な措置をとるものとする。

5. 画像の提供

管理責任者は関係部局の長等と協議のうえ、次の場合に限り第三者機関に対する画像の提供ができるものとする。総合博物館展示室内で犯罪行為が発生した場合において、管理責任者からの捜査依頼に基づき捜査機関から画像の提供が求められ、それを必要と認めるとき。

6. 画像の提供時等における記録

管理責任者は、画像を提供した場合、又は画像表示装置等の保守点検等により画像を閲覧した場合には、日時、目的、提供先等内容を記録しておくものとする。

7. 防犯カメラの設置の表示

管理責任者は、防犯カメラ撮影範囲内の見やすい場所に、容易に視認できる方法で「防犯カメラ作動中」の表示をするものとする。

8. その他

管理責任者は、防犯カメラの管理・運営に関し疑義等が生じた場合には、総合博物館運営会議で協議することとし、必要の都度関係部局の長と協議するものとする。

附 則

この申合せは、令和2年4月1日から実施する。

(9) 島根大学構内における埋蔵文化財の取扱いに係る判断基準

(平成17年3月14日埋蔵文化財調査研究センター管理運営委員会決定)

(令和2年7月27日最終改正)

1. 目的

本基準は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の趣旨を尊重し、島根大学敷地内の開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに係る基本的な判断基準を定め、埋蔵文化財を適切に保護し、将来への保存を図ることを目的とする。

2. 適用対象

本基準は、島根大学が所有する全ての敷地内における開発に伴う埋蔵文化財取扱いに適用する。

3. 定義

(1) 「試掘調査」とは、埋蔵文化財の有無が地表面の観察等からでは判断できない場合に、部分的に発掘する調査をいう。

- (2)「確認調査」とは、埋蔵文化財包蔵地の範囲・性格・内容等の概要までを把握するため、部分的に発掘する調査をいう。
- (3)「発掘調査」とは、開発事業等に際し、影響を受ける埋蔵文化財を事前に発掘し、詳細な記録を作成する措置を執ることをいう。
- (4)「工事立会」とは、工事の施工に際し、専門職員等が立ち会い、遺構・遺物包含層等が確認される等のことがあった場合には、必要に応じて適切な措置を執ることをいう。
- (5)「慎重工事」とは、埋蔵文化財包蔵地において工事を行うものであることを十分認識したうえで慎重に施工することをいう。

4 埋蔵文化財として取扱う時代範囲

- (1) 近世までに属する遺跡は、原則として全て埋蔵文化財として取扱うこととする。
- (2) 近現代の遺跡については、島根県や各市町村ならびに島根大学の歴史解明のために重要なものを埋蔵文化財として取り扱うこととし、その決定は、島根大学研究・学術情報機構総合博物館埋蔵文化財専門委員会（以下「埋蔵文化財専門委員会」という。）において行なうこととする。

5 「発掘調査」を要する範囲の決定

埋蔵文化財の「発掘調査」を要する範囲は、それまでに行われた諸調査の成果に加え、必要に応じて「試掘調査」・「確認調査」等を実施したうえで、埋蔵文化財専門委員会において決定する。

6 埋蔵文化財取扱いの判断基準

開発事業に際しての埋蔵文化財の取扱いについては、次の原則と別表に基づいて、「発掘調査」その他の措置を講ずるものとし、その決定は、埋蔵文化財専門委員会において行なうこととする。

- (1) 次の場合においては、「発掘調査」を実施するものとする。
 - ア 工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合。
 - イ 掘削が埋蔵文化財に影響を及ぼさない場合であっても、工事によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合。
 - ウ 一時的な工作物の設置や盛土・埋立の場合であっても、その重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合。

別表

工事内容・種類		取扱い											
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合。 ・ 掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、工事によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合。 ・ 通常 20 年以上の耐久度を有しない一時的な工作物の設置や盛土・埋立の場合であっても、その重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合。 		開発事業等に際し、事前に「発掘調査」を実施し、詳細な記録を作成する。											
<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常 20 年以上の耐久度を有した恒久的な工作物の設置や盛土・埋立により、埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態になる場合。 													
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">道路</td> </tr> <tr> <td colspan="2">厚さ 2 m 以上の恒久的な盛土・埋立</td> </tr> <tr> <td colspan="2">校舎・共同溝等の建築物・埋納物</td> </tr> </table>		道路		厚さ 2 m 以上の恒久的な盛土・埋立		校舎・共同溝等の建築物・埋納物		工事の施工中に調査員が立ち会い、遺構・遺物包含層等が確認される等のことがあった場合には、その記録をとり、工事を変更する等、適切な措置を講ずる。ただし、次の場合においては、発掘調査を実施するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来において発掘調査が可能な条件が満たされない場合。 ・ 遺構面あるいは遺物包含層上面から厚さ 30cm 程度の保護層が確保できない場合。 ・ 掘削等により埋蔵文化財に影響が及ぶ部分とそうでない部分、あるいは埋蔵文化財に影響が及ぶ部分と盛土・埋立の部分が著しく交錯する場合。 ・ 現地表面に立体的に遺存する埋蔵文化財が、盛土等の施工に伴う地形の変化により、外観上所在が把握できなくなる場合 					
道路													
厚さ 2 m 以上の恒久的な盛土・埋立													
校舎・共同溝等の建築物・埋納物													
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時的な工作物の設置や盛土・埋立で、現地で状況を確認する必要がある場合。 													
<ul style="list-style-type: none"> ・ 恒久的な工作物の設置や盛土・埋立の場合であっても、将来的に発掘調査が可能な条件が満たされると判断される場合。 													
<table border="1"> <tr> <td>道路</td> <td>歩道</td> </tr> <tr> <td colspan="2">植樹帯・緑地帯</td> </tr> <tr> <td colspan="2">野球場・競技場</td> </tr> <tr> <td colspan="2">駐車場</td> </tr> <tr> <td colspan="2">公園・緑地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">厚さ 2 m 未満の恒久的な盛土・埋立</td> </tr> </table>		道路	歩道	植樹帯・緑地帯		野球場・競技場		駐車場		公園・緑地		厚さ 2 m 未満の恒久的な盛土・埋立	
道路	歩道												
植樹帯・緑地帯													
野球場・競技場													
駐車場													
公園・緑地													
厚さ 2 m 未満の恒久的な盛土・埋立													
<ul style="list-style-type: none"> ・ 既に行われた土木工事等により埋蔵文化財が損壊を受けた範囲内の工事で、埋蔵文化財に新たな影響が生じないと判断される場合。 		埋蔵文化財包蔵地において工事を行うものであることを十分認識したうえで、慎重に施工し、遺構・遺物を発見した場合は、速やかに総合博物館に連絡をとる。											

エ 恒久的な工作物の設置や盛土・埋立により、埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合。

(2) 次の場合においては、「工事立会」を行うものとする。

ア 一時的な工作物の設置や盛土・埋立で、現地で状況を確認する必要がある場合。

イ 恒久的な工作物の設置や盛土・埋立の場合であっても、将来的に発掘調査が可能な条件が満たされると判断される場合。

(3) 既に行われた土木工事等により埋蔵文化財が損壊を受けた範囲内の工事で、埋蔵文化財に新たな影響が生じないと判断される場合等は、「慎重工事」の措置を講ずる。なお、施工中に遺構・遺物を発見した場合は、速やかに総合博物館に連絡をとり、所定の手続きをとる。

7 島根県教育委員会・関係市町村教育委員会との連携について

埋蔵文化財の取扱いに関しては、島根県教育委員会をはじめ関係市町村教育委員会と十分な連携をはかり、慎重に判断するものとする。

8 開発計画から埋蔵文化財取扱いまでの流れ

開発計画から埋蔵文化財取扱いまでの流れは、別図に基づいて適切に進めるものとする。

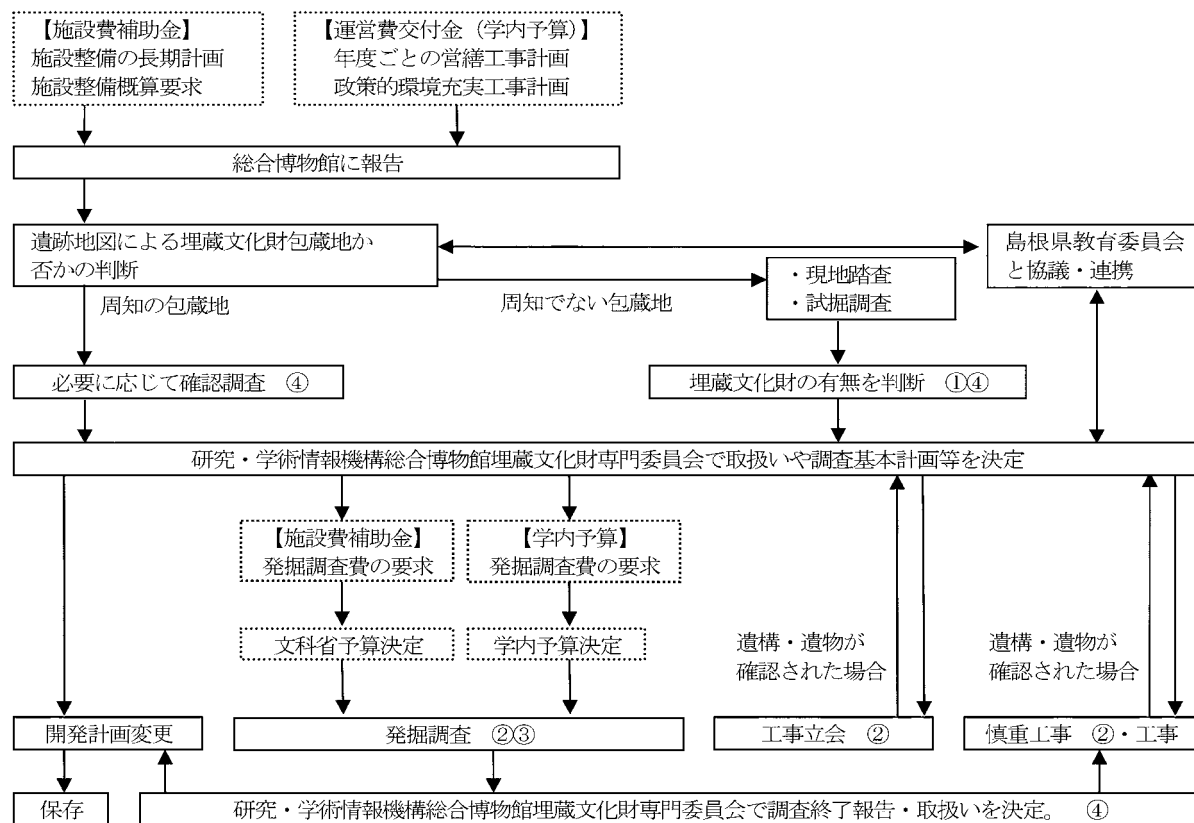
附 則

本基準は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（令和2年7月27日一部改正）

本基準は、令和2年7月27日から実施し、平成30年6月1日から適用する。

別図 開発と埋蔵文化財取扱いについてのフローチャート



(注)

①遺構・遺物を確認した場合、「遺跡発見届」を島根県教育委員会（市町村教育委員会経由）に提出。

②「埋蔵文化財発掘届（文化財保護法）第93条第1項」を調査（工事）開始60日前までに島根県教育委員会（市町村教育委員会経由）に提出。

③「埋蔵文化財発掘届（文化財保護法92条第1項）」を調査開始30日前までに島根県教育委員会（市町村教育委員会経由）に提出。

④遺物を発見した場合、「埋蔵文化財発見届」を所轄警察署に提出。

2 組織

(1) 組織構成と構成員

総合博物館（平成30年6月、ミュージアムから改称）の組織構成と構成員は下記の通りである。なお、平成30年4月から教育組織と教員組織の分離（教教分離）体制が導入され、教員は新たに発足した学術研究院に所属している。

館長	学術研究院環境システム科学系（総合理工学部）	教授	入月 俊明
副館長	学術研究院人文社会科学系（総合博物館）	教授	會下 和宏
兼任研究員	学術研究院人文社会科学系（法文学部）	教授	大橋 泰夫
	学術研究院人文社会科学系（法文学部）	准教授	岩本 崇
	学術研究院人文社会科学系（法文学部）	准教授	及川 穰
	学術研究院人文社会科学系（法文学部）	教授	小林 准士
	学術研究院人文社会科学系（法文学部）	准教授	西田 兼
	学術研究院人文社会科学系（法文学部）	准教授	飯野 公央
	学術研究院人文社会科学系（法文学部）	准教授	平郡 達哉
	学術研究院教育学系（教育学部）	教授	大谷 修司
	学術研究院教育学系（教育学部）	教授	作野 広和
	学術研究院医学・看護学系（医学部）	教授	橋本 龍樹
	学術研究院環境システム科学系（総合理工学部）	教授	三瓶 良和
	学術研究院環境システム科学系（総合理工学部）	教授	酒井 哲弥
	学術研究院教育研究推進学系（教育推進センター）	教授	仲野 寛
職員	企画広報情報課（平成29・30年度） 情報推進課（平成31年度）	専門的業務員 （技術）	田中 浩子

(2) 運営会議

委員長	館長	教授	入月 俊明
委員	副館長・専任	教授	會下 和宏
	附属図書館長	教授	杉江 実郎
			（平成30年度まで）

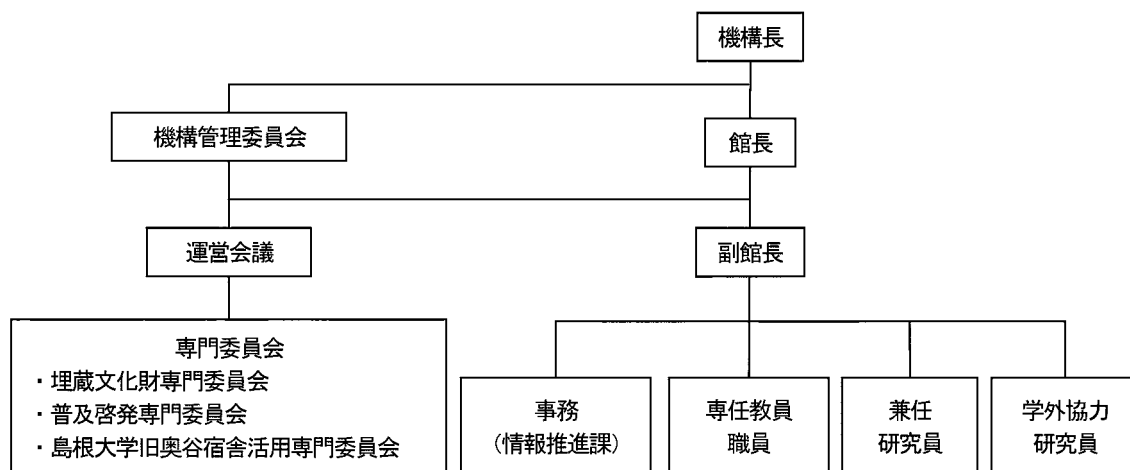


図1 組織図

附属図書館長	教授	川向 誠 (平成31年度から)
学術研究院人文社会科学系(法文学部)	教授	佐々木 愛
学術研究院教育学系(教育学部)	教授	大谷 修司
学術研究院農生命科学系(生物資源科学部)	准教授	秋吉 英雄

(3) 専門委員会

埋蔵文化財専門委員会

委員長 館長	教授	入月 俊明
委員 副館長・専任	教授	會下 和宏
学術研究院人文社会科学系(法文学部)	教授	大橋 泰夫
学術研究院人文社会科学系(法文学部)	准教授	岩本 崇
学術研究院人文社会科学系(法文学部)	准教授	及川 穰
学術研究院人文社会科学系(法文学部)	准教授	平郡 達哉
学術研究院医学・看護学系(医学部)	教授	橋本 龍樹
学術研究院環境システム科学系(総合理工学部)	教授	三瓶 良和
学術研究院環境システム科学系(総合理工学部)	教授	酒井 哲弥

普及啓発専門委員会

委員長 館長	教授	入月 俊明
委員 副館長・専任	教授	會下 和宏
学術研究院人文社会科学系(法文学部)	教授	小林 准士
学術研究院人文社会科学系(法文学部)	准教授	西田 兼
学術研究院教育学系(教育学部)	教授	大谷 修司
学術研究院医学・看護学系(医学部)	教授	橋本 龍樹
学術研究院環境システム科学系(総合理工学部)	教授	三瓶 良和
学術研究院環境システム科学系(総合理工学部)	教授	酒井 哲弥
学術研究院農生命科学系(生物資源科学部)	准教授	秋吉 英雄

島根大学旧奥谷宿舎活用専門委員会

委員長 館長	教授	入月 俊明
委員 副館長・専任	教授	會下 和宏
学術研究院人文社会科学系(法文学部)	准教授	飯野 公央
学術研究院教育学系(教育学部)	教授	作野 広和
学術研究院医学・看護学系(医学部)	教授	橋本 龍樹
学術研究院教育研究推進学系(教育推進センター)	教授	仲野 寛 (平成30年度まで)